

事業者が職場で行う熱中症対策に係る経費の一部を補助します！



丸亀市事業者

熱中症対策支援補助金

上限

10万円

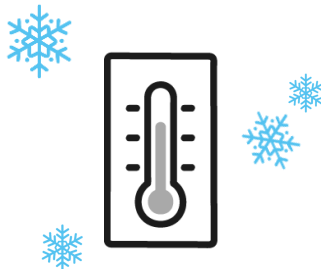
補助率：対象経費の2/3以内
(千円未満切捨)

対象となる経費

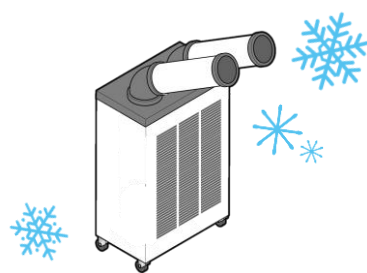
ファン付き作業服
冷却機能作業服



WBGT測定器



移動式スポットクーラー



補助対象者

など詳しくは裏面

- ・ 法人の場合、丸亀市内に本店所在地又は主たる事業所がある中小企業者・中小企業団体であり、かつ、丸亀市に法人市民税の納付実績があること（新設等の場合を除く）。
個人事業主の場合、丸亀市内に住民票がある方。
- ・ WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業を行う事業者であること。
※労働安全衛生規則第606条に基づく措置を講じていない場合は対象外。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 香川県信用保証協会の保証対象となる業種（農林水産業を含む）であること。
- ・ 丸亀市補助金等交付規則第4条第2項各号に規定されるものでないこと。

補助対象経費

- (1) ファン付き作業服
冷却機能作業服
ファン付きヘルメット又は防暑タレ
- (2) 日本産業規格JIS Z 8504 又は
JIS B 7922 に適合したWBGT測定器
- (3) 移動式スポットクーラー

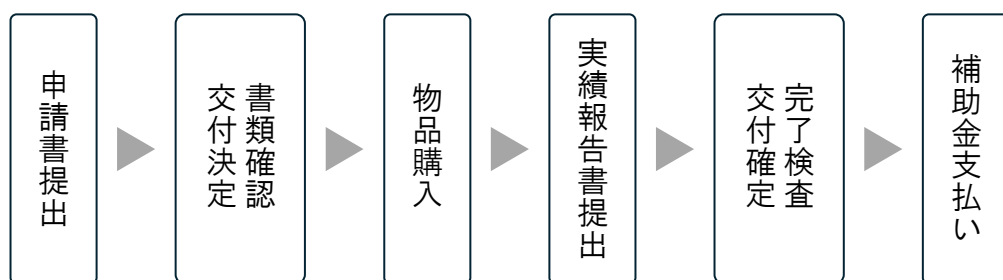
補助対象外経費

- ・ 自己が所有又は占有する作業所等における労働安全衛生規則第606条の措置に要する経費
- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 振込手数料
- ・ 通常の事業活動とみなされる経費
- ・ その他公序良俗に反するなど、補助事業の対象経費として不適切とみなされるもの

申請書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 収支予算書（様式第2号）
- ・ 登記簿謄本（法人の場合）の写し
- ・ 直近の決算書の写し（個人事業主は確定申告書）
- ・ 営業許可証の写し（必要な業種）
- ・ 補助対象経費の概要がわかる資料（見積書、カタログ等）
- ・ 従業員数を示す資料
- ・ 労働安全衛生規則第612条の2に基づく連絡体制や対応手順を示した書類

申請から補助金支払いまでの流れ



※必要に応じて状況調査を行う場合があります。



注意事項

- ・ 予算がなくなり次第受付終了。
- ・ 補助金の交付は、1事業者につき年度内に1回限り。
- ・ 交付決定前に着手しているものは対象外。
- ・ 補助金等を活用された会社・個人に対し、市から委託を受けている商工会議所・商工会の調査員が調査やアンケート等にお伺いする場合がありますので、ご協力ください。



— お問い合わせ先 —

丸亀市産業生活部産業観光課 丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL (0877) 24-8844 FAX (0877) 25-2409

MAIL sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp



市HPはこちら